

砥部町遠距離児童通学費補助金交付要綱

平成 22 年 2 月 26 日
教育委員会告示第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、遠距離から町立小学校に通学する児童（以下「遠距離通学児童」という。）の保護者に対し通学費の一部を補助することにより保護者の負担軽減を図り、もって義務教育の円滑な運営に資するため砥部町遠距離児童通学費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者の要件)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、砥部町に住所を有し、現に当該住所に居住し、及び当該居住地から在籍する小学校までの通学路の距離が片道 4 キロメートル以上あり、かつ、一年間を通じて公共交通機関を利用して通学している児童の保護者（以下「保護者」という。）とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、通学に利用するために購入した公共交通機関の定期券の購入費の 2 分の 1 以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする保護者は、遠距離児童通学費補助金交付申請書（様式第 1 号）に定期券の写し及び当該定期券の領収書の写しを添えて町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、第 3 条に規定する定期券を購入した日が属する年度に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、遠距離児童通学費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請した保護者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた保護者は、補助金を請求しようとするときは、遠距離児童通学費補助金請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第 7 条 補助金の交付を受けた保護者は、この告示により補助を受けて購入した定期券の有効期間中において当該定期券を利用して通学している児童が次の各号のいずれかに該当するとき、又は他の補助制度等により通学費の援助を受けるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

- (1) 転居し、又は転出したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 通学方法を変更したとき。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき、及び前条第2号に該当するとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年度遠距離児童通学費補助金交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

申請者 住所
氏名 印

砥部町遠距離通学費補助金交付要綱4条の規定に基づき下記のとおり補助金の交付について関係書類を添えて申請します。

記

対象児童	氏名		性別		生年月日	
	住所					
	学校名		学 年			
補助金交付申請額		金 _____ 円也				

様式第2号(第5条関係)

年度遠距離児童通学費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

砥部町長



砥部町遠距離通学費補助金交付要綱5条の規定に基づき下記のとおり補助金の交付を決定する。

記

対象児童	氏名		性別		生年月日	
	住所					
	学校名				学年	
補助金の額		金 _____ 円也				

